

石川県公報

平成 29 年 10 月 10 日
第 13045 号 (火曜日)
毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

公 告	
○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告 (農業基盤課)	1
○土地区画整理組合の解散認可公告 (都市計画課)	1
選挙管理委員会	
○衆議院小選挙区選出議員選挙(石川県第1区)における選挙の開票事務及び選挙会事務	2
○衆議院議員総選挙における選挙長、選挙分会長及びその職務を代理すべき者の選任	2
○最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務を代理すべき者の選任	2
○最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙の様式	3
○最高裁判所裁判官国民審査の点字投票用紙の様式	3
○衆議院議員総選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	3
○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙事務所等に関する届出、選挙公報の掲載等に関する申請及び候補者の選挙運動に関する収支報告書等の提出場所	4
○衆議院小選挙区選出議員選挙において市町の選挙管理委員会が設置するポスター掲示場に候補者がポスターの掲示をすることができる日	4
衆議院小選挙区選出議員選挙 石川県第1区選挙長	
○衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の届出その他の事務を行う場所	4
衆議院小選挙区選出議員選挙 石川県第2区選挙長	
○衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の届出その他の事務を行う場所	4
衆議院小選挙区選出議員選挙 石川県第3区選挙長	
○衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の届出その他の事務を行う場所	5

公 告

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を平成29年10月11日から同年11月9日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、同条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

平成29年10月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
北免田・上島地区	県営ほ場整備事業 (面的集積型)	県営土地改良事業変更計画書の 写し	七尾市産業部農林水産課

土地区画整理組合の解散認可公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第45条第2項の規定により、土地区画整理組合の解散を次のとおり認可した。

平成29年10月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

組 合 の 名 称	解 散 認 可 年 月 日
野々市市北西部土地区画整理組合	平 成 29 年 10 月 2 日

選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第69号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（石川県第1区）において、当該選挙の開票事務と選挙会事務を併せて行わないこととしたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第2項の規定により告示する。

平成29年10月10日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第70号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項の規定により選挙長及び選挙分会長を、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定によりそれらの者の職務を代理すべき者をそれぞれ次のおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

平成29年10月10日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

1 衆議院小選挙区選出議員選挙

区 分	選 挙 長		選挙長の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
石川県第1区	石川県金沢市窪5丁目72番地	坂 井 美紀夫	石川県金沢市辰巳町口12番地 2	林 孝 雄
石川県第2区				
石川県第3区				

2 衆議院比例代表選出議員選挙

区 分	選 挙 分 会 長		選挙分会長の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
石 川 県 選 挙 分 会	石川県金沢市玉川町10番18号	中 島 秀 雄	石川県金沢市安江町1番1号 (グランドパレス武蔵ヶ辻・ 603号)	辻 江 冬 樹

石川県選挙管理委員会告示第71号

平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査において、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第27条第2項の規定により審査分会長を、最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第15条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により審査分会長の職務を代理すべき者をそれぞれ次のおり選任したので、告示する。

平成29年10月10日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

区 分	審 査 分 会 長		審査分会長の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
石 川 県 審 査 分 会	石川県白山市安吉町41番地	吉 田 隆 一	石川県金沢市辰巳町口12番地 2	林 孝 雄

石川県選挙管理委員会告示第72号

平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙の様式を、次のとおり定めた。

平成29年10月10日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

						×を書 く欄	<p>(注 意)</p> <p>一 やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を書くこと。</p> <p>二 やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないこと。</p>	<p>平成二十九年執行 最高裁判所裁判官 国民審査投票</p>	<p>石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会 印 員</p>
						裁 判 官 の 氏 名			

石川県選挙管理委員会告示第73号

平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査の点字による投票を行う場合の投票用紙の様式を、次のとおり定めた。

平成29年10月10日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

							<p>(注 意)</p> <p>一 やめさせた方がよいと思う裁判官があるときは、その氏名を書くこと。</p> <p>二 やめさせた方がよいと思う裁判官がないときは、何も書かないこと。</p>	<p>平成二十九年執行 最高裁判所裁判官 国民審査投票</p> <p>点字投票</p>	<p>石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会 印 員</p>

石川県選挙管理委員会告示第74号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第6項の規定による選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成29年10月10日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選挙名	衆議院小選挙区選出議員選挙	衆議院比例代表選出議員選挙
日 時	平成29年10月10日 午後6時30分	平成29年10月13日 午前8時30分
場 所	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 石川県選挙管理委員会室（行政庁舎5階）	

石川県選挙管理委員会告示第75号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙事務所等に関する届出、選挙公報の掲載等に関する申請及び候補者の選挙運動に関する収支報告書等に関する提出は、次の場所で受け付ける。

平成29年10月10日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

期 日	受 付 場 所
平成29年10月10日	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 1105会議室（行政庁舎11階）
平成29年10月11日以降	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 総務部市町支援課（行政庁舎5階）

石川県選挙管理委員会告示第76号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により市町の選挙管理委員会が設置するポスター掲示場に、候補者がポスターの掲示をすることができる日を平成29年10月10日からと定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成29年10月10日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第1区選挙長**衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第1区選挙長告示第1号**

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第1区における候補者の届出の受理その他の事務は、次の場所において行う。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第1区
選挙長 坂井美紀夫

期 日	受 付 場 所
平成29年10月10日	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 1105会議室（行政庁舎11階）
平成29年10月11日以降	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 総務部市町支援課（行政庁舎5階）

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第2区選挙長**衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第2区選挙長告示第1号**

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第2区における候補者の届出の受理その他の事務は、次の場所において行う。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第2区
選挙長 坂井美紀夫

期 日	受 付 場 所
平成29年10月10日	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 1105会議室（行政庁舎11階）

平成29年10月11日以降 | 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 総務部市町支援課 (行政庁舎5階)

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第3区選挙長

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第3区選挙長告示第1号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第3区における候補者の届出の受理その他の事務は、次の場所において行う。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第3区
選挙長 坂 井 美 紀 夫

期 日	受 付 場 所
平成 29 年 10 月 10 日	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 1105会議室 (行政庁舎11階)
平成29年10月11日以降	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 総務部市町支援課 (行政庁舎5階)

